

令和6年4回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和6年4月11日（月） 午後3時10分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

岩佐 哲司 ・ 江崎 和浩 ・ 江崎 美咲 ・ 河田 均
酒井 勉 ・ 清水 健吉 ・ 梶下 信孝 ・ 高橋美穂子
館林 朋子 ・ 永田 俊幸 ・ 西垣 隆 ・ 野々村 貢
林 明 ・ 林 安廣 ・ 藤吉 理功 ・ 松野 芳正
山口 貴範 ・ 山中 敏彰

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 臼井 正典 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司
大野 達朗 ・ 小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 加納 康男
窪田 博 ・ 栞原 修司 ・ 神山 肇 ・ 小林 英彦
近藤 敏弘 ・ 酒井 秀男 ・ 高橋 正男 ・ 田中 光弘
玉田 昇三 ・ 戸崎 和美 ・ 野水 千尋 ・ 林 俊朗
平手 金治 ・ 福井 恒夫 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男
松岡 静典 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 東三 ・ 森瀬 秀雄
柳原 芳靖 ・ 山口 温朗

事務局

事務局長	三嶋 克之	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	佐々木宗弘
主任主事	臼井 健人	主事	熊澤 裕之
主事	江川 充洋	主事	小野さなえ

関係者

経済部次長兼経済政策課長	鶴見 幸城
経済部農林課主査	小坂 百香

議 事

- 議案第 12 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 15 号 農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請に係る意見について
- 議案第 16 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見決定について
- 議案第 17 号 令和 6 年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画について
- 議案第 18 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について
- 議案第 19 号 岐阜市農業委員会辞令式規程の一部を改正する規定について
-
- 報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 12 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 13 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 14 号 農地所有適格法人要件確認報告書について
- 報告第 15 号 令和 6 年度農業施策・予算編成等に関する要望書回答及び令和 6 年度経済部農政関係予算概要について

議 長

それでは、令和6年第4回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、19名中19名で過半数に達しておりますので、
本会議は成立することを御報告いたします。

議 長

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと
思います。

それでは、議席番号4番、岩佐哲司委員、議席番号5番、山口貴範委員の
両委員、よろしく願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がありましたら
御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第12号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、
今回の申請は、所有権の移転10件、使用貸借による権利の設定4件、以上を
議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第12号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設
定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画
書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従
事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に
抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、2番、三里地区の申請は、農業経営の合理化を図るための所有権移
転です。

3番、岩野田地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

4番、方県地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3ページをお願いします。

5番から7番及び4ページの9番、西郷地区の申請は、農業経営を拡大す
るための使用貸借権の設定です。

8番、西郷地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

10番、七郷地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申
請地では野菜を栽培するものです。

5 ページをお願いします。

11 番、厚見地区の申請は、家族内贈与での所有権移転です。

12 番、13 番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

14 番、網代地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 12 号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、1 番から 2 番、三里地区は江崎美咲委員、お願いいたします。

江崎(美)委員

1 番及び 2 番の申請は、農業経営の合理化のため、もともと 1 筆だった二人の共有地を 2 筆に分筆し、一人ずつの所有とするために、お互いに持分 2 分の 1 を譲り渡すものです。

3 月 27 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3 番、岩野田地区は、酒井勉委員、お願いいたします。

酒井委員

3 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田および畑を譲り渡すものです。

3 月 25 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。申請地では、ブルーベリーを栽培される予定です。

受人は、申請地の近隣に住んでおり、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4 番、方県地区は、野々村貢委員、お願いいたします。

野々村委員

4 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

3 月 28 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人代理人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、引き継ぎ水稻を栽培される予定です。

受人は、他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5番から9番、西郷地区は松野芳正委員、お願いいたします。

松野委員

5番から7番および9番の申請は、いずれも農業経営を拡大する借人へ、田を貸し出すものです。

また、8番の申請は農業経営を拡大する受入へ田を譲り渡すものです。

3月13日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人とともに現地立会いを行いました。申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。

どちらの受入も、地域の取り決めなどを承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、10番、七郷地区は、西垣隆委員、お願いいたします。

西垣委員

10番の申請は、農業経営を開始する受入へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、季節の野菜を栽培される予定です。

受入は、申請地の近隣に住んでおり、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、11番、厚見地区は、林安廣委員、お願いいたします。

林(安)委員

11番の申請は、親子間での贈与として、田を譲り渡すものです。

3月22日に、受入をはじめ、関係者で現地立ち会いを行いました。

申請地では、果樹を栽培される予定です。

今回の申請は、農業経営を子へ継承していくものであり、受入は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、12番、三輪巖美地区は、藤吉理功委員、お願いいたします。

藤吉委員

12番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

3月28日に、農地利用最適化推進委員、受人、事務局職員とともに、現地立ち会いを行いました。申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、13番、三輪山県地区は、山口貴範委員、お願いいたします。

山口委員

13番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知され、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、14番、網代地区は、松野芳正委員、お願いいたします。

松野委員

14番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

3月22日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、牧草のイタリアンライグラスを栽培される予定です。

受人は、地元の農地所有適格法人で認定農業者でもあり、地域の取り決めなども十分理解され、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

議案第12号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第12号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議 長

続きますして、議案第 13 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、1 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 13 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

7 ページの総括表をご覧ください。

今回は、1 件、33.00 平方メートルです。

8 ページをお願いします。

1 番、岩地区の申請は、農家住宅の敷地として転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 13 号について事務局から説明がありました。

議案第 13 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 13 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議 長

続きますして、議案第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 4 件、賃貸借による権利の設定 1 件、使用貸借による権利の設定 1 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 14 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

10 ページの総括表をご覧ください。

今回は、6 件、合計 7,306.30 平方メートルです。

11 ページをお願いします。

1番、常磐地区の申請は、賃貸借により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、57ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、畜産センターから南へ500メートルほど離れた農地です。

2番、黒野地区の申請は、所有権移転により、産業廃棄物処理業駐車場及び資材置場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、58ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、黒野小学校から南東へ1.2キロメートルほど離れた農地です。

3番、日置江地区の申請は、使用貸借により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地ではありますが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

4番、芥見地区の申請は、所有権移転により、産婦人科診療所駐車場に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地ではありますが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、59ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、岩小学校から北へ600メートルほど離れた農地です。

5番、合渡地区の申請は、所有権の移転により、貸駐車場に転用するものです。

申請地は、いずれも上水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設があるため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

6番、三輪地区の申請は、所有権の移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、いずれも上水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の医療施設及び公共施設があるため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、60ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、岐阜市北東部コミュニティセンターから東へ200メートルほど離れた農地です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第14号について説明を受けました。

1番、常磐地区、2番、黒野地区、4番、芥見地区、6番、三輪巖美地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、1番、常磐地区については、河田均委員、お願いいたします。

河田委員

1番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

3月27日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2番、黒野地区は、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

2番の申請は、産業廃棄物処理業駐車場及び資材置場として転用するものです。

3月28日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者とともに現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないよう管理することを確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4番、芥見地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

4番の申請は、産婦人科診療所駐車場のために転用するものです。

3月26日に、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人代理人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないよう管理することを確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、6番、三輪厳美地区は、藤吉理功委員、お願いいたします。

藤吉委員

6番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

3月28日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ただいま、議案第14号について事務局から説明がありました。

議案第14号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので採決に入ります。

議案第14号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議長

続きまして、議案第15号農地法第18条第1項の規定による許可申請に係る意見について、農業委員会の意見を決定するため提案します。

事務局の説明を求めます。

それでは、議案第 15 号について説明いたします。

小作権が設定されている農地の賃貸人Aが小作権を解約しようとして合意解約を進めましたが、賃借人Bと合意解約に至りませんでした。

このため、農地法第 18 条第 1 項の規定による許可の申請、すなわち、農地の賃貸借契約を契約者の一方から解約の申入れをしたいため申請があったものです。

農地法第 18 条第 1 項では、農地の賃貸借の解約等については、県知事の許可が必要とされています。この場合、農地法施行令第 22 条第 2 項の規定により農業委員会は申請書に意見を付して県に送付することとされています。

よって、本議案は、県へ送付する農業委員会としての意見を決定したいというものになります。

さて、許可基準として、農地法第 18 条第 2 項各号が定められております。別紙 3 をご覧ください。大きく四角で囲んである部分に農地法第 18 条第 2 項を抜き出して記載しております。読んでみますと、一、賃借人が信義に反した行為をした場合、二、農地を農地以外のものにするを相当とする場合、六、その他正当の事由がある場合等でなければ、その許可をしてはならないなどの基準があります。

一の賃借人が信義に反した行為をした場合とは、長期間耕作をしていないことや、賃料を滞納していることなどが挙げられます。

二の農地を農地以外のものにするを相当とする場合とは、農地が市街化区域にあり、具体的な転用計画のもと宅地等に転用することなどが挙げられます。

六のその他正当の事由がある場合とは、農地を適正かつ効率的に耕作していないことなどが挙げられます。

ここで、今回の申請内容について説明したいと思います。

申請地は芥見地区の面積 530 平方メートルの畑で、市街化区域内にあり、賃貸人Aから賃貸借の解約の申入れの申請がありました。

まず、賃貸人Aが本申請をするに至った経緯を説明いたします。

別紙 1 をご覧ください。

農地法第 18 条第 2 項第 1 号、農地法第 18 条第 2 項第 6 号に関する主張。

1 賃借人による合意解約の一方的な破棄。

①賃貸人Aは住宅建売業を営む事業者Cに本土地の売却を依頼した。

事業者Cの仲介により、賃貸人Aと賃借人Bとの間で離作補償料 561 万 1,200 円(土地売却代金の半分)で本土地賃貸借を合意解約する運びとなった。

法外な離作補償料であったが、賃貸人Aは本土地を年内に売却すべく本土地の引渡日を令和5年11月30日とすることを条件にやむなくこれを受け入れた。

事業者Cの依頼をうけ、行政書士Dが合意解約に必要な書類を作成した。

しかしながら、賃借人Bが更なる金銭の上乗せがないと合意解約に応じないとの意思表示をしたため、合意解約の話は決裂した。本土地売却の話も立ち消えとなった。

②本土地の賃料は年間5,320円である。

③平成24年時点で本土地は賃借人Bによって家庭菜園で使用されていた程度。

2 農地法の許可を得ない転貸。

①本土地は実際には賃借人Bの実弟が耕作していた。

3 本土地が未利用であること及び少なくとも2年以上小作料の支払いがないこと。

①令和3年11月9日付けの写真で本土地が農地として利用されている形跡がなかったことから、少なくとも2年以上本土地は利用されていない。

②賃借人Bは小作料として毎年末5,320円を現金で持参してきたが、令和4年12月末、令和5年12月末の支払いはない。

農地法第18条第2項第2号に関する主張。

4 本土地につき、農地転用を予定していること。

①本土地は市街化区域にある。解約が整えば宅地への農地転用を考えていた。農地法第5条届出により農地転用は可能である。

②賃借人Bは税理士であり農業で生計を立てている者でなく、本土地の賃貸借の解約による生活への影響はない。

農地法第18条第2項第6号。

5 逆ザヤ現象が生じていること。

①本土地の賃借料は5,320円であるが、固定資産税額は1万2,904円であり、賃借料より固定資産税額の方が高い、いわゆる逆ザヤ現象が生じている。

このような経緯であったと主張し、賃貸人Aは本申請に至ったものですが、賃借人Bの主張を聞く必要もあるため、令和6年3月11日に双方の事情確認の場を設けました。

この事情確認の場には、栗本会長、芥見地区担当の清水委員、同じく玉田最適化推進委員、事務局出席のもと行われました。

双方の主張は別紙2のとおりです。別紙2をご覧ください。

表の見方ですが、一番左の列に確認事項、2番目に賃貸人Aの主張、3番目に賃借人Bの主張、そして4番目に事実認定として、資料等で裏付けが取れたものを記載しています。

この別紙2と農地法第18条第2項各号の許可判断基準とを照らし合わせながら、事実認定及び検討事項について説明いたします。

まず、第1号「賃借人が信義に反した行為をした場合」についてです。

1点目、別紙2の(3)、(5)の事実認定の列にあるように、賃借料は昭和60年分から令和3年分まで支払われていることが確認できております。令和4年分、令和5年分の支払いは確認できておりませんが、賃貸人Aは賃借料を督促することはなかったと発言しております。

2点目、別紙2の裏面、(9)－2の賃借人Bの発言に、現在は休耕であり、誰も耕作していないとあり、また、写真などから少なくとも2年は休耕であることが確認できております。

その理由として、体調不良を挙げられており、賃借人Bの身体障害者手帳を確認しております。

3点目、別紙2の表、(6)から住宅建売業を営む事業者Cが仲介する形で合意解約に向けて話し合いを進めたとのこと。賃借人Bは、売買金額を自分から提示していない旨の発言や事業者Cが売買金額を含めた書類を突然持ってきて気に入らなかったと発言しています。いったん合意解約を承諾されたかまでは聞き取れませんでした。

そこで、事務局が後日、事業者Cから事情確認を行ったところ、賃借人Bとは事前に金額の話をしていたので金額を記載した書類を持って行った。その際、賃借人Bは賃貸借の合意解約に前向きであり、合意解約に必要な書類を行政書士が家まで取りに来ることを了承されており、口頭では合意解約を承諾されていた。しかし、その後、賃借人Bから土地の売買価格を上げなければ賃貸借の解約はしない旨の発言があり合意解約は直前でご破算となった。と発言されました。

両者の意見は食い違っている部分がありますが、両者ともにはっきりとその発言を裏付ける資料がなく、いったんでも合意解約を承諾したかどうかの事実認定はできませんでした。

ここで、別紙3の一をご覧ください。

以上のことから、第1号「賃借人が信義に反した行為をした場合」については、賃借料2年分の滞納は確認できていないが、賃貸人はその分の督促をしなかった。

賃借人Bは体調不良があり、少なくとも2年は耕作していない状態であった。裁判例では約6年から7年間正当な理由がなく小作地を耕作しなかった

場合を賃借人の管理義務違反に該当するものとして「賃借人が信義に反した行為をした場合」に該当するものと解していますが、それ程の期間が不耕作であったことを示す裏付けは取れませんでした。

合意解約が反故にされたという明確な裏付けがない。

これらのことから、明確に賃借人が信義に反した行為をしたとまでは言えないと考えます。

別紙2にお戻りください。

別紙2裏面の(10)から賃貸人Aは賃貸借が解約できた場合、事業者Cに宅地として売りたいと発言されています。

別紙3の二をご覧ください。

このことから、第2号「その農地を農地以外のものにすることを相当とする場合」については、賃貸人Aは本件農地を事業者Cに宅地として売りたいと考えている。本件農地は市街化区域であり、届出をすれば容易に転用できる。しかし、この申請時点で、宅地に転用したいということ以外に具体的な計画がない。

これらのことから、明確にその農地を農地以外のものにすることを相当とする場合と言えないと考えます。

次に、第3号から第5号については、本案件には該当しませんので省略いたします。

次に、第6号「その他正当の事由がある場合」についてです。

これに該当する事情があるというためには、賃借人を離農させて賃貸借契約を終了させることが、農地の効率的かつ適正な利用につながると客観的に認められることを要すると解されています。

そして、その判断にあたっては、賃借人による農地利用の状況、賃借人の農地利用の意思及び能力、賃貸人による土地利用の必要性及び用途等からみて、総合的に判断するのが相当と考えられています。

本案件では、別紙2の表、(2)から、賃借人Bは税理士であり、農業収入はないと発言されています。

別紙2の裏面、(9)－2から、少なくとも2年間、本件農地で耕作していません。また、賃借人Bは体調不良です。

別紙2の(12)から、賃借人Bは周りがだんだん住宅となっていており、本件土地も農地では難しく、今後耕作していくつもりはないと発言されています。

別紙2の(14)から、本件土地の令和5年度の固定資産税額は12,904円であり、賃借料5,320円よりも固定資産税額の方が高くなっています。

別紙2の(10)から賃貸人Aは農地を宅地に転用して、事業者Cに売りたいと発言しています。

ここで、別紙3の三をご覧ください。

以上のことから、第6号「その他正当の事由がある場合」について、賃借人Bは本件農地の耕作によって生計を立てているものではない。賃借人Bは現在、本件農地を農地として耕作していない。賃借人Bは今後、本件農地を耕作していくつもりはない。また、体調不良で耕作できない。本件農地は賃借料より固定資産税の方が高い、いわゆる逆ザヤが生じている。賃貸人Aは、本件農地を宅地へ転用することを考えており、また、本件農地は市街化区域のため、転用は認められる。

これらのことから、逆ザヤが生じていることに加え、賃借人Bが現在農地として利用せず、その農地の耕作によって生計を立てていると認められず、今後もその農地で耕作をする意思及び能力がなく、また、本件農地は市街化区域内にあり転用が見込まれ、賃貸借を解約して転用後に効率的かつ適正な利用が見込まれることから、その他正当の事由がある場合に該当すると考えます。

さて、離作料についてですが、離作料は賃貸借の解約によって、今後の賃借人の経営損失を補填する目的のものであり、賃借人の農業経営の規模、それにより得ている利益の額等を鑑み判断されるべきものとされています。

本案件では、賃借人Bに農業収入はなく、離作することによる経済損失はありません。よって離作料は必要ないと考えます。

しかしながら、別紙2の表、(7)から、賃貸人Aは離作料を支払う意思はないと言いつつも、全くそういう意思ではないが、それだけの金額は考えていないと発言されていることから、賃貸人Aの離作料の支払いを妨げるものではないと考えます。

長くなりましたが、以上のことをまとめますと、県へ送付する農業委員会としての意見としましては、

農地法第18条第2項第6号「その他の事由がある場合」に該当するため許可基準を満たし、許可相当であり、離作料は必要ないと考えるが、賃貸人Aの離作料の支払いを妨げるものではない。

としました。

以上です。

議 長

ただいま、議案第15号について、事務局から説明がありました。

議案第15号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

岩佐委員

離作料については、そのようであると思いますが、私の認識では、戦前からのものについては、耕作権があるというように話をしてきましたが、所有権に準ずるような権利については、法的にはないということによろしいでしょうか。

小木曾主査

今回はこのような小作権が続いてきているということですが、その離作料については、法的な位置づけはありません。離作料というものに関しては、その先の経済損失に伴う補償というものであると解釈されておりますので、それに基づいて考えれば離作料はないと考えられます。

岩佐委員

小作料はないですが、一般的な経済観念や社会通念としては、存在すると思いますが、妨げないという言い回しで抑えてよろしいのかということが疑問です。

小木曾主査

繰り返しになるかもしれませんが、離作料を支払わなければいけないのかということについて、農地をめぐる法律相談という本の中に、離作料の支払いについては法律の規定があるわけではなく、そもそも支払う必要があるのか否か、支払う必要があるとしても、いくらが適当な金額かという点については、地域の慣行を加味しつつ、当事者間の話し合いによって決まるものとあります。

裁判例を見ますと、離作料は農地賃貸借の終了によって、賃借人が被る農業経営及び生計上の打撃を緩和する趣旨であることとしてあり、農業経営及び生計上の打撃を回復することであれば良いとされています。

よって、今回の場合は全く農業をされていないということになるため、そのようなことは必要ないと判断します。そのため、当事者間の話し合いで決まるものではありませんが、このような農地法第 18 条に基づいて提出されたことに関して意見を言うのであれば、原則の判断に基づいて離作料なしと判断すると考えています。

岩佐委員

承知いたしました。

議長

その他意見がある方はいますか。

御発言もないようなので採決に入ります。

議案第 15 号について、賛成の方は挙手願います。

【賛成多数(19名中17名)】

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

それではこの後の流れについて、事務局から説明願います。

小木曾主査

今後の流れについてですが、許可申請書に農業委員会の意見を記載した意見書と本日の総会の議事録を添付して岐阜県に送付します。

この許可申請書等が届いた岐阜県は、岐阜県農業会議の意見を聞きながら、許可、不許可を決定します。その後岐阜県は許可、不許可を記載した指令書を農業委員会を經由して申請者に交付します。

なお、解約の申入れが許可された場合、実際に解約されるタイミングは、許可後に賃貸人Aが賃借人Bに解約の申入れをした日から1年を経過した日となります。このような流れになります。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

議 長

続きまして、議案第16号農用地利用集積等促進計画案に関する意見決定について、令和6年3月28日付け、岐阜市経農第1700号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

小坂主査

農林課水田係の小坂と申します。

それでは、議案第16号について説明いたします。

14ページをご覧ください。

今回、農用地利用集積等促進計画の件数は、賃貸借が7件、使用貸借が911件、受け手を変更する使用貸借の件数57件あります。

各設定内容の詳細については、15ページから56ページに記載してあります。説明は以上です。

議 長

ただいま、議案第16号について説明がありました。

議案第16号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第16号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議長

続きまして、議案のその2に入ります。

議案第17号令和6年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画について、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

三嶋事務局長

議案第17号令和6年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画について説明いたします。

お手元の議案その2の2ページをご覧ください。

本市の農業は、全国的な課題と同様に農業従事者の高齢化や後継者不足、輸入農産物の増加への対応、担い手の減少、遊休農地の増大など乗り越えなければならない課題が山積しています。

本市農業委員会においては、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に沿って、10年先を見据えた目標に向かって課題に取り組んでいます。

また、現在の人・農地プランが、地域農業の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画として法定化されたことにより、令和5年度から令和6年度にかけ地域計画を策定します。本委員会は、地区ごとに10年後の目指す姿を表示する目標地図の素案作成が重要な役割とされています。

これらの課題解決、また、役割を進めていくためには、関係機関・団体と連携することはもちろん、皆様方、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員が地域のリーダーとしてさらなる活躍をされることが求められます。

次のページをご覧ください。

今年度の重点事業は次の3項目といたします。

まず1つ目は、担い手の育成と農地利用集積等の推進です。これまで本委員会は、中心となる担い手の育成と、担い手への農地集積・集約により、農地の保全・有効利用と生産性の高い効率的な農業経営を図るため、農地利用の最適化を推進してまいりました。

その結果、これまでの集積面積は令和6年3月末現在で1,028.9ヘクタールとなっています。

これからも、農地中間管理事業を活用し、各地区の農政推進委員会の協力を得て、中心となる担い手への農地集積や、新たな担い手の掘り起こし、相対契約による利用権設定から農地中間管理事業による利用権設定への切り替え等の方法で推進してまいります。なお、新規の集積目標面積を今年度は100.3ヘクタールとします。

続きまして、2つ目は、遊休農地の発生防止と解消です。遊休農地は、本市においても令和6年3月末現在で16.0ヘクタール存在しています。

遊休農地の発生防止と解消対策は、農業委員会の重要な業務となっており、本年度も引き続き遊休農地の発生防止・解消に向けた取り組みを実施していきます。

推進方法につきましては、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を実施し、土地所有者への個別指導、担い手農家への斡旋などにより、遊休農地の解消に努めます。

今年度は、解消目標面積を2.1ヘクタールとします。

続きまして、3つ目は、食農教育の定着と普及推進です。本市では、第4次食育推進計画に基づき、取り組みを推進しています。

また、食農教育児童実践支援事業として小学校児童を対象とした体験農作業を実施しています。

推進方法につきましては、農業委員会と各地区農政推進委員会が中心となり、ぎふ農業協同組合、教育関係者、農業関係者等の協力を得て、農作物の栽培、収穫等の機会を市内小学生に提供していきます。目標は、市内全小学校の参加とします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、議案第17号について説明がありました。令和6年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画の3項目は、いずれも地域の農業振興を図る上で、重要な事業であり、今年度も、農業委員会として積極的に取り組んでいきたいと思っております。

ただいまの説明について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

岩佐委員

第3項の食農教育の定着と普及推進のことについてですが、事業が開始されてから10年ほど経過しますが、その間の制度設計や手続きが変更されてきています。実質的な事業の手伝いは農協の各支店の支店長が行っていますが、これの教育を再度今年行う予定です。この事業について地元の方も明確に理解していないと私は認識しております。農協の教育は農協で行いますが、市も農業委員会や農政推進委員会に再度制度の説明や教育をお願いいたします。

三嶋事務局長

このことにつきましては、岩佐委員の要望のとおり、食育の事業を実施する農協および地元の農政推進委員や農業委員会事務局などの関係者全員が制度の認識を明確にするよう努めます。

岩佐委員

先ほどの議案第 15 号について採決された後ですが、その後の事務局からの説明で少し不安があるので発言よろしいですか。

議 長

どうぞ。

岩佐委員

事務局からの説明では、この総会での意見を含めて県へ提出すると伺いました。その後の経過として1年経てば解約になるという説明を受けました。今後、借借人の方から農業委員会は自分の財産権を侵害したと、一銭も支払わないで解約したと私は認識しました。その際に借借人から批判を受けて、農業委員会を相手にして、裁判を起こされるなどのリスクや不安の可能性はないのでしょうか。

小木曾主査

御発言ありがとうございます。

そのようなリスクについて、全くないとは言い切れません。

今回採決したものは、あくまでも岐阜市農業委員会としての意見であり、決定権者は岐阜県です。もし裁判のような話になった場合は、まずは岐阜県にそのような話がいくと聞いております。ただ、その後のことについては、今はなんとも申し上げられません。

岩佐委員

先ほどの採決は賛成多数でしたが、賛成されなかった方は、このようなことが不安で賛成されなかったと思います。そのため、誰が賛成しなかったかどうかを議事録に記載していただくべきだと思います。ご検討をお願いいたします。

近藤最適化推進委員

私も先ほどの議案第 15 号に似たような経験をしたことがあります。

当時は私が貸借人であり、農地の返却を求めました。

弁護士に相談したところ、5年程度はそのまま放置となりましたが、去年の2月に解決しました。はじめは合意解約に応じるということでしたが、借借人から100万円ほどの金銭を請求されました。平成8年に貸借借確認書で小作権がついていることは確認しています。結果として去年の2月あたりに10万円を支払うことで解決しました。今回も最低5年は辛抱する必要がある可能性もありますし、弁護士を立てて解決に進んだ方がよいと思います。

清水委員

私と玉田最適化推進委員でお互いの話を聞きましょうかと提案しましたが、貸借人には弁護士が立てられているため直接話は出来ませんと言われました。

このような難しい話まで農業委員会がしなければいけないのかと思うところはあります。地元では過去に四分六で話をつけたこともありましたが、いろいろありました。私が間に入って、これで勘弁してという話をしたこともありました。今回の件も難しい話だと思います。

議長

いろいろと貴重なご意見ありがとうございました。
その他意見はありませんか。
議案第 17 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第 18 号令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

議案第 18 号について、説明いたします。

6 ページをご覧ください。

I 農業委員会の状況についてとなっております。

1 農業委員会の現在の体制及び 2 農家・農地等の概要につきましては記載のとおりでございます。

7 ページをご覧ください。

II 最適化活動の目標の 1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積の②目標として今年度末、これは令和 6 年度末時点ということですが、集積面積を 1,129.2 ヘクタールとしております。また、目標集積率として、岐阜県の目標値である令和 12 年度までに 78 パーセントを記載しました。これは、農林水産省経営局長の通知により県の目標集積率を書くことになっておりますので、ご了承ください。

岐阜市の目標値としましては、令和 5 年 12 月の総会で諮りました農地等の利用の最適化の推進に関する指針のとおり 50 パーセントです。

(2) 遊休農地の解消の②目標として令和 5 年度に新規発生した遊休農地の解消目標面積を 2.1 ヘクタールとしております。

8 ページをご覧ください。

(3) 新規参入の促進は、記載のとおりでございます。

2最適化活動の活動目標について(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標を1か月あたり10日としました。これは農業委員、最適化推進委員の皆様が目標とする活動日数となりますので、ご協力をお願いします。

(2)以下は記載のとおりです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第18号について説明を受けました。

議案第18号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので採決に入ります。

議案第18号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第19号岐阜市農業委員会辞令式規程の一部を改正する規定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

議案第19号について、説明いたします。

10ページをご覧ください。

今回の制定理由は、令和6年度より、定年引上げに伴う管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制の運用が始まることから岐阜市辞令式規程の別表の細目の追加の一部の改正に伴い、引用する岐阜市農業委員会辞令式規程の規定を改めるものです。

11ページに改正後を、12ページは改正前を記載しております。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第19号について説明を受けました。

議案第19号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので採決に入ります。

議案第19号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第 11 号から第 14 号について、事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、報告第 11 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について説明いたします。許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

14 ページをお願いします。

届出は、24 件、合計 52,311.83 平方メートルです。

続きまして、報告第 12 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

16 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。届出は、9 件、合計 4,513.30 平方メートルです。

明細は、17 ページから 18 ページです。

続きまして、報告第 13 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

20 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、59 件、合計 25,488.89 平方メートルです。明細は、21 ページから 34 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 6 年 3 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

続きまして、報告第 14 号農地所有適格法人要件確認報告書について説明いたします。

35 ページをお願いします。

農地法第 6 条第 1 項及び施行規則第 58 条には、農地所有適格法人であつて、農地を所有し、または他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年、農地の所在地を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

令和5年度に岐阜市に報告が必要な34法人から、令和6年3月末までに提出されました報告書につきまして、農地法第2条第3項本文及び各号に定める要件を満たしておりましたので報告いたします。

明細は、36ページから41ページです。

以上でございます。

議長

続きまして、報告第15号令和6年度農業施策・予算編成等に関する要望書回答及び、令和6年度経済部農政関係予算概要について、経済部次長から説明をお願いします

鶴見次長

経済部次長兼経済政策課長を務めます、鶴見幸城でございます。よろしくお願いたします。

それでは、42ページからの報告第15号について説明いたします。着座にて説明いたします。

初めに大きな1点目の農業施策・予算編成等に関する要望書への回答についてでございます。主なものを説明してまいります。詳しくはそれぞれの担当課にお問い合わせいただきたく存じます。

44ページをご覧ください。

まず、1農地利用の集積・集約化、担い手対策についてでございます。

下水道汚泥から回収したリン酸を使った肥料岐阜の大地や、国産の鶏ふん燃焼灰を活用した肥料エコレクトG066の普及を図るため、購入価格の2分の1補助を行いました。他の肥料に比べ安価であり、支援につながることから、今後もPR等に努めてまいります。

45ページをご覧ください。

2遊休農地の発生防止・解消についてでございます。

(1)遊休農地の再生作業については、国・県に対して補助拡充の要望を検討するとともに、地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を本年度中に定め、地域の担い手への農地の集積・集約化を進め、遊休農地の発生の防止に努めてまいります。

46ページをご覧ください

3有害鳥獣対策についてでございます。

(1)有害鳥獣等につきましては、岐阜市猟友会への捕獲業務委託を今後も継続して行うと共に、防護柵の設置への補助金も継続してまいります。

また、市民への捕獲用はこわなの無償貸出を継続してまいります。

4農業基盤整備対策についてでございます。

(1) 基盤整備につきましては、①現在、下城田寺地区において、畦畔除去による水田の区画の整備やパイプラインの整備を実施しています。

その他の地区においても、農業生産基盤の整備を推進してまいります。

整備内容に応じた土地改良事業のメニューもあります。土地改良区や用排水組合等を通じて、農地整備課までご相談ください。

続きまして、47 ページ②畔の除去については、地元の意向を受けて、事業採択要件を踏まえての土地改良事業となります。地域の担い手や農業者の方々のご意見を取りまとめの上、土地改良区や用排水組合等を通じて、農地整備課までご相談ください。

(2) 用排水路や法面の管理に関し、①用排水路につきましては、工事施工要望箇所調書をいただき、劣化の進んだ農業水利施設の改良や更新を進めています。

適宜、修繕による対応も行っていますので、今後も、土地改良区や用排水組合等を通じて、農地整備課までご相談ください。

②用排水路の堆積物の除去に関し市街化区域の除去については、基盤整備部河川課にて対応しています。

調整区域においては、農業者の方々にて対応していただいておりますが、多面的機能支払制度等の活用も可能となる場合がありますので、土地改良区や用排水組合等を通じて、農地整備課までご相談ください。

48 ページをご覧ください。

③ポンプの電気代支援につきましては本市、独自の農業水利施設電気料金高騰対策事業を実施しています。

今後も経済、社会情勢の変化を注視しながら、国や県の動向と歩調を合わせ、適切に進めてまいります。

5 都市農業振興対策についてでございます。

(1) 生産緑地制度につきましては一体的な地形的まとまりを有する500平方メートル以上の規模要件に基づいて、令和4年度より指定を開始したところであり、当面はこの条件を継続するよう考えています。

また、営農の長期継続、かつ都市農業の振興に資する農地という本制度の条件に基づき、農業従事者は、認定農業者等、いわゆる担い手を対象としています。

申込方法、期間等の情報発信につきましては、JAぎふを通じ広く行っていきます。

50 ページをご覧ください。

(4) 地産地消の推進と学校給食への利用につきましては市民農園の開設費用の一部を補助することで、市民農園の開設を推進してまいります。

また、安全安心な学校給食を提供するため、引き続き岐阜県産食材の使用を推進してまいります。

6 その他についてでございます。

(1) 農業に対する助成について①多面的機能支払交付金につきましては、更なる普及を推進するための広報活動を今後も継続してまいります。

51 ページを御覧ください。

(2) 農薬、肥料、農業用資材等の高騰対応につきましては、今後も肥料価格の動向や、国や県の施策を注視しながら状況に応じて必要な施策を検討してまいります。

最後に 52 ページをご覧ください。

(3) 周辺環境の周知と対策につきましては、①川や農地周辺にゴミを捨てないよう周知、岐阜市まちを美しくする条例の周知とともに、ごみのポイ捨てについても、広報等にて啓発し、市民への周知を図ってまいります。

以上でございます。

続きまして、大きな 2 点目の今年度の農政関係の当初予算概要についてでございます。

議案書 54 ページをお願いします。

本市では、岐阜市農業振興ビジョンにおいて定めました基本理念多様性ある農業の持続的発展という基本理念に基づいて様々な施策を展開しており、令和 6 年度の主な事業概要を農家、農地、収益性の 3 つの視点からご説明します。

はじめに 1 の農家の方々へとして 1 点目、中心経営体による効率的な農業経営への支援として、農政推進活動促進事業委託は地区単位での農政に係る活動の支援、畜産構造改革支援は畜産生産地の維持、拡大を図るために、生産基盤整備等に要する経費の一部を補助します。

2 点目、新たな担い手の確保・育成として、農業人材力強化総合支援は早期経営安定を目的とした給付金の交付、新規就農者育成総合対策は経営開始直後の新規就農者に対して最長 3 年間、1 年につき 150 万円を交付します。畜産構造改革支援は畜産業新規就農者へ機械・設備の導入を支援します。

続きまして、55 ページをご覧ください。

2 の農地では 1 点目、農用地・優良農地の保全・活用として、多面的機能支払交付金は農業者と地域住民の協働による農地の保全管理活動への支援、経営所得安定対策推進事業は、食料自給率と多面的機能を維持するために農業経営安定と国内生産力の確保を図ります。

2 点目、農用地・農業生産基盤の整備として、農業振興地域整備計画改定は農用地等の現状と将来の見通しについて調査を行い、農業振興地域の土地

利用の方針を定め計画を改定します。県営土地改良事業負担金は、土地改良事業への支援や農業用施設更新に係る経費を県費により一部負担します。

56 ページをご覧ください。3の収益性では農産物販売拡大の支援として、ぎふベジ・ぎふ〜ど推進事業は、特産農産物であるぎふベジのブランド化を進めるとともに、地産地消推進の店をぎふ〜どとして認定、地産地消及び農業振興を推進します。三輪地域におけるものづくり産業等集積地計画推進事務では、農業6次産業化の企業集積を図るため、集積地の出入口となる橋の整備設計を行います。

また、スマート農業に関する支援や遊休農地発生防止支援などについては申請等があった場合、補正予算等で対応を検討してまいりたいと考えております。

概要説明は以上です。

農業・商業・工業といった多方面から、本市の経済活性化に取り組む経済部も4年目に入りました。今後とも引き続き本市農政の発展に向けて委員の皆さまのお力添えを、どうぞよろしく願います。

議長

ただいま経済部次長から要望書に対する回答と令和6年度経済部農政関係予算概要について説明をいただきました。

今年度も事業の推進をよろしく願います。

議長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか

小川最適化推進委員

柳津地区の農地利用最適化推進委員の小川です。

事務局長にガバナンスについて質問です。

昨今は中古車販売会社の不正などが多発しております。農業委員会として、地区または農政推進委員におけるガバナンスの維持強化の方策があれば伺いたいです。

三嶋事務局長

ご質問ありがとうございます。

一般的に法令順守は当然のことであり、個人の意識が大事と考えております。委員会としては、特に具体的には考えておりませんが、事務局職員には法令順守研修を通してガバナンスの強化を図っております。

近藤最適化推進委員

生産緑地について、現在の都市計画課の回答としては、条件の500平方メートル以上そのまま緩和されません。区画整理などの影響で500平方メートルの条件を満たす区画はあまりありません。

300 平方メートルが条件の市町村もありますので、地元の意見や実態を再度確認し、500 平方メートルの条件緩和を検討していただきたいです。

議長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。
ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後 4 時 50 分閉会を宣す。